別表(第3条関係)

未熟児養育医療費用徴収額表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階層  区分 | 世 帯 階 層 区 分 | | | 徴収基準月額（円） | 加算基準月額（円） |
| A階層 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯 | | | 0 | 0 |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | | 2,600 | 260 |
| C階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯 | | | 5,400 | 540 |
| D階層 | A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得割額の年額  15,000円以下 | D1階層 | 7,900 | 790 |
| 15,001円から  21,000円まで | D2階層 | 10,800 | 1,080 |
| 21,001円から  51,000円まで | D3階層 | 16,200 | 1,620 |
| 51,001円から  87,000円まで | D4階層 | 22,400 | 2,240 |
| 87,001円から  171,300円まで | D5階層 | 34,800 | 3,480 |
| 171,301円から  252,100円まで | D6階層 | 49,400 | 4,940 |
| 252,101円から  342,100円まで | D7階層 | 65,000 | 6,500 |
| 342,101円から  450,100円まで | D8階層 | 82,400 | 8,240 |
| 450,101円から  579,000円まで | D9階層 | 102,000 | 10,200 |
| 579,001円から  700,900円まで | D10階層 | 123,400 | 12,340 |
| 700,901円から  849,000円まで | D11階層 | 147,000 | 14,700 |
| 849,001円から  1,041,000円まで | D12階層 | 172,500 | 17,250 |
| 1,041,001円から  1,222,500円まで | D13階層 | 199,900 | 19,990 |
| 1,222,501円から  1,423,500円まで | D14階層 | 229,400 | 22,940 |
| 1,423,501円以上 | D15階層 | 全　額 | 左欄の徴収基準月額の10パーセント。  ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円とする。 |

備考

1　この表のC階層おける「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2　所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3　この表における「生活保護法の規定による被保護世帯」とは、未熟児の扶養義務者の1人以上が、生活保護法の規定による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)をいう。

4　この表における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯」とは、未熟児の扶養義務者の1人以上が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯をいう。

5　この表における「市町村民税均等割の額のみの課税世帯」とは、扶養義務者の全員が、生活保護法の規定による保護等を受けておらず、かつ、扶養義務者について次に掲げる要件が満たされている世帯をいう。

(1)　扶養義務者の全員が、所得割額による市町村民税を課せられていないこと。

(2)　扶養義務者の1人以上に市町村民税が均等割額によって課せられていること。

6　この表における「市町村民税の課税世帯」とは、扶養義務者の全員が生活保護法の規定による保護等を受けておらず、かつ、その1人以上に市町村民税が課せられている世帯をいう。

なお、市町村民税を課せられている扶養義務者が、未熟児の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の市町村民税額を合算した額をもって、その世帯の市町村民税額とする。

7　この表における「全額」とは、未熟児に対する養育医療の給付に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による負担額を差し引いた残りの額をいう。

8　平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。